

破綻金融機関の処理のために講じた  
措置の内容等に関する報告

平成15年6月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

はじめに	1
管理を命ずる処分等の状況	
1. 石川銀行	
(1) 経緯	1
(2) 平成14年10月1日以降に行われた諸措置	2
2. 中部銀行	
(1) 経緯	4
(2) 平成14年10月1日以降に行われた諸措置	4
3. 協同組織金融機関	6
4. その他	
(1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り	7
(2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況	7
預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
(1) 金銭の贈与	8

- (2) 資産の買取り . . . . . 8
- (3) 優先株式等の引受け等 . . . . . 9

## 2 . 公的資金の使用状況

- (1) 一般勘定 . . . . . 9
- (2) 特例業務勘定 . . . . . 9
- (3) 金融再生勘定 . . . . . 10
- (4) 金融機能早期健全化勘定 . . . . . 10

## 参考

### 公的資本増強行に対する取組

- 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ . . . . . 12

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成15年6月

## はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について昨年10月1日以降本年3月31日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいらるる所存である。

## 管理を命ずる処分等の状況

### 1. 石川銀行

#### (1) 経緯

石川銀行については、平成14年9月30日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成13年12月28日）  
〔参考 - 1 - 1〕、〔参考 - 1 - 2〕
- ・ 日本承継銀行との営業譲渡契約書の締結及び日本承継銀行が石川銀行の営業の譲受け等を行うべき旨の決定（平成14年3月28日）〔参考 - 1 - 3〕、〔参考 - 1 - 4〕
- ・ 業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画の

提出（平成14年4月18日）

(2) 平成14年10月1日以降に行われた諸措置

石川銀行の譲渡先については、平成14年3月28日に日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結されるとともに、日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）について、関係者において引き続き早期確保に向けた努力が継続された。

その結果、11月15日、石川銀行、日本承継銀行並びに北陸銀行、北國銀行、富山第一銀行、金沢信用金庫及び能登信用金庫（以下「北陸銀行等」という。）の間で営業譲渡に係る基本合意書が締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）石川銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考 - 1 - 5〕参照。

上記基本合意書の締結を受け、石川銀行、日本承継銀行及び北陸銀行等の間で営業譲渡契約書の締結に向けて鋭意協議が進められ、関係者間で合意に達したことから、平成14年12月27日、営業譲渡契約書が締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）石川銀行の営業譲渡に係る営業譲渡契約書等については〔参考 - 1 - 6〕参照。

預金保険法第90条においては、金融整理管財人は、原則として、管理を命ずる処分の日から1年以内に、その管理を終えるものとする事とされているが、石川銀行については、営業譲渡を行うまでに管理を命ずる処分があった日から1年の期間を経過することになることから、金融整理管財人からの申請を受け、平成14年12月27日、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）は、石川銀行に対する管理の終了期限を平成15年12月28日までの間の営業譲渡日まで延長することを承認した。

（注）石川銀行の管理の終了期限の延長に係る関連資料については〔参考 - 1 - 7〕参照。

旧経営陣の責任追及に関しては、預金保険法第83条は金融整理管財人に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、

その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないとしている。

石川銀行においては当該規定を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴等の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた。

その結果、平成15年3月16日、石川銀行は、旧経営陣3名を商法違反（特別背任）の罪で、金沢地方検察庁及び石川県警察に告訴した。同告訴をも受け、石川県警察は、旧経営陣ら7名を同容疑で逮捕した。

また、民事責任の追及に関しては、3月20日、石川銀行は、旧経営陣3名に対し、総額10億円の損害賠償を求める1件の訴訟を金沢地方裁判所に提起した。

（注）石川銀行の旧経営陣に対する責任追及に係る資料については〔参考 - 1 - 8〕参照。

上記の旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、平成15年3月20日、預金保険法第80条に基づき平成14年4月18日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書が石川銀行より提出された。

（注）預金保険法第80条に基づく報告書及び上記補遺については〔参照 - 1 - 9〕参照。

平成15年3月24日、日本承継銀行への営業譲渡が行われ、同日、日本承継銀行から、北陸銀行等への営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、石川銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続として、金融庁により、預金保険法第75条第1項に基づき、石川銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が金沢地方裁判所に通知されるとともに、金沢地方法務局等にその登記が囑託された。

（注）石川銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連資料については〔参考 - 1 - 10〕参照。

石川銀行の日本承継銀行への営業譲渡に関して、平成14年3月28

日の営業譲渡契約書の締結後、3月29日に石川銀行及び日本承継銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われた。その後、12月27日に石川銀行、日本承継銀行及び北陸銀行等における営業譲渡契約書の締結がなされた後、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の必要性の認定を経て、平成15年3月5日、預金保険機構により資金援助を行うことが決定された。当該決定に基づき、3月24日、預金保険機構から資金援助（金銭の贈与1,809億円、資産の買取894億円）が行われた。

## 2．中部銀行

### (1) 経緯

中部銀行については、平成14年9月30日までの間、主として以下の措置が講じられた。

- ・ 管理を命ずる処分及び金融整理管財人の選任（平成14年3月8日）  
〔参考 - 2 - 1〕、〔参考 - 2 - 2〕
- ・ 日本承継銀行との営業譲渡契約書の締結及び日本承継銀行が中部銀行の営業の譲受け等を行うべき旨の決定（平成14年3月28日）〔参考 - 2 - 3〕、〔参考 - 2 - 4〕
- ・ 業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画の提出（平成14年5月20日）

### (2) 平成14年10月1日以降に行われた諸措置

中部銀行の譲渡先については、平成14年3月28日に日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結されるとともに、日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）について、関係者において引き続き早期確保に向けた努力が継続された。

その結果、11月1日、中部銀行、日本承継銀行並びに清水銀行、



静岡中央銀行及び東京スター銀行（以下「清水銀行等」という。）の間で営業譲渡に係る基本合意書が締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）中部銀行の営業譲渡に係る基本合意書等については〔参考 - 2 - 5〕参照。

上記基本合意書の締結を受け、中部銀行、日本承継銀行及び清水銀行等の間で営業譲渡契約書の締結に向けて鋭意協議が進められ、関係者間で合意に達したことから、平成14年12月6日、営業譲渡契約書が締結され、関連資料と併せて公表された。

（注）中部銀行の営業譲渡に係る営業譲渡契約書等については〔参考 - 2 - 6〕参照。

旧経営陣の責任追及に関しては、預金保険法第83条は金融整理管財人に対し旧経営陣に対する民事上の責任追及義務を課すとともに、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならないとしている。

中部銀行においては当該規定を踏まえ、旧経営陣等の職務上の義務違反に基づく民事提訴等の必要性や妥当性を調査するために、金融整理管財人の直轄の組織として「内部調査事務局」が設置され、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められた。

その結果、平成15年2月18日、中部銀行は、旧経営陣8名に対し、総額10億円の損害賠償を求める2件の訴訟を静岡地方裁判所に提起した。

（注）中部銀行の旧経営陣に対する責任追及に係る資料については〔参考 - 2 - 7〕参照。

上記の旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、平成15年2月26日、預金保険法第80条に基づき平成14年5月20日に提出されていた管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等に関する報告書の補遺として取りまとめられた報告書が中部銀行より提出された。

（注）預金保険法第80条に基づく報告書及び上記補遺については〔参照 - 2 - 8〕参照。

平成15年3月3日、日本承継銀行への営業譲渡が行われ、同日、日本承継銀行から、清水銀行等へ営業譲渡が行われた。これに伴い、同日、中部銀行に係る管理を命ずる処分が取り消された。

また、管理を命ずる処分の取消しに伴う手続として、金融庁により、預金保険法第75条第1項に基づき、中部銀行について管理を命ずる処分を取り消した旨が静岡地方裁判所に通知されるとともに、静岡地方法務局等にその登記が囑託された。

(注) 中部銀行に対する管理を命ずる処分の取消しに係る関連資料については〔参考 - 2 - 9〕参照。

中部銀行の日本承継銀行への営業譲渡に関して、平成14年3月28日の営業譲渡契約書の締結の後、3月29日に中部銀行及び日本承継銀行より預金保険機構に対し預金保険法第59条第1項に基づく資金援助の申込みが行われた。その後、12月6日に中部銀行、日本承継銀行及び清水銀行等における営業譲渡契約書の締結がなされた後、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)及び財務大臣の必要性の認定を経て、平成15年2月19日、預金保険機構により資金援助を行うことが決定された。当該決定に基づき、3月3日、預金保険機構から資金援助(金銭の贈与944億円、資産の買取646億円)が行われた。

### 3. 協同組織金融機関

被管理協同組織金融機関については、平成14年9月30日までの間に、14信用金庫及び72信用組合について既に事業譲渡等が行われ、管理を命ずる処分の取消しが行われていた。

平成14年10月1日以降平成15年3月31日までの間では、以下の5信用組合について、それぞれ事業譲渡が行われ、同日、管理を命ずる処分の取消しが行われた。

- ・ 朝銀千葉信用組合(平成14年12月29日 八ナ信用組合、整理回収機構)
- ・ 朝銀東京信用組合(平成14年12月29日 八ナ信用組合、整理回収機構)
- ・ 朝銀新潟信用組合(平成14年12月29日 八ナ信用組合、整理回収機構)
- ・ 朝銀長野信用組合(平成14年12月29日 八ナ信用組合、整理回収機構)
- ・ 朝銀関東信用組合(平成14年12月29日 八ナ信用組合、整理回収機構)

(注1) カッコ内は管理を命ずる処分が取り消された日及び受皿金融機関。

(注2) 協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の概要等については〔参考 - 3〕参照。

#### 4. その他

##### (1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り

平成12年2月9日にニュー・LTCB・パートナーズ社と預金保険機構並びに日本長期信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中に新生銀行から預金保険機構が引き取った案件は54件で、債権額1,432億円、支払額1,243億円となっている。

平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループと預金保険機構並びに日本債券信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中にあおぞら銀行から預金保険機構が引き取った案件は31件で、債権額1,356億円、支払額806億円となっている。

##### (2) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況

報告対象期間中の破綻処理を行った金融機関における金融整理管財人・整理回収機構等による旧経営陣に対する責任追及の状況は、銀行で民事提訴3件、刑事告訴・告発1件、信用金庫で民事提訴2件、刑事告訴・告発2件、信用組合で民事提訴10件、刑事告訴・告発1件、3業態の合計で民事提訴15件、刑事告訴・告発4件となっている。

(注) 破綻金融機関の旧経営陣に対する責任追及の状況については〔参考 - 4〕参照。

## 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

#### (1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等に際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中（平成14年10月1日から平成15年3月31日、以下同じ）で4,892億円、これまでの累計で18兆6,841億円となっている。

このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で2,591億円、これまでの累計で7兆1,995億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で2,301億円、これまでの累計で11兆4,846億円である。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、その財源は、金融機関からの保険料であり、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、その財源は、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債である。

（注）特例業務勘定は14年度末に廃止され、特例業務勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属。

#### (2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で1,981億円、これまでの累計で6兆3,663億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は特例業務勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

預金保険機構による金融再生法第53条に基づく健全金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で1,167億円（買取債権簿価1兆3,985億円）、これまでの累計で2,606億円（買取債権簿価3兆3,920億円）となっている。

健全金融機関からの資産の買取資金は金融再生勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に貸付等を行っているものである。

### (3) 優先株式等の引受け等

預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置法（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法による優先株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、政府保証付借入等で調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

（注）金融機能早期健全化法による優先株式等の引き受け等の申請は、13年3月31日（特定協同組織金融機関等については14年3月31日）限りとなっている。

## 2. 公的資金の使用状況

### (1) 一般勘定

#### 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成14年度の保険料率は特定預金0.094%、その他預金等0.080%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っているところである。

#### 政府保証付借入の残高

一般勘定の借入金残高は、平成15年3月末で3兆9,264億円となっている。

### (2) 特例業務勘定

特例業務勘定は、ペイオフコストを超える特別資金援助や破綻金融

機関の資産の買取りに係る整理回収機構への貸付等の業務を經理することとされ、特例業務勘定の資金は、平成8年度から平成13年度までの間金融機関から徴収した特別保険料（保険料率は0.036%）、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び特例業務基金（13兆円の交付国債）により賄われていたが、平成14年度末において特例業務勘定は廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に帰属させた。

（注）特例業務基金に交付された13兆円の国債の償還額の累計は、平成15年3月末で10兆4,326億円となり、償還されていない国債（2兆5,674億円）は特例業務勘定の廃止時に政府に返還された。

### (3) 金融再生勘定

#### 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付等の業務を經理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れで賄っている。

#### 政府保証付借入の残高

金融再生勘定の借入金残高は、平成15年3月末で5兆6,558億円となっている。

### (4) 金融機能早期健全化勘定

#### 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ及び預金保険機構債券の発行で賄っている。

#### 政府保証付借入等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成15年3月末で8兆2,041億円（民間金融機関等借入金2兆841億円、預金保険機構

債券6兆1,200億円)となっている。

(注)預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考〕参照。

## 公的資本増強行に対する取組

### 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成14年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、平成14年12月25日に報告内容の公表が行われた。  
（注）上記公表資料については〔参考〕参照。